

東海学園大学教育後援会育英奨学金給付規程

平成 23 年 7 月 9 日制定（教育後援会総会）

平成 24 年 6 月 22 日改正（教育後援会役員会）

平成 27 年 6 月 13 日改正（教育後援会役員会）

（目的）

第 1 条 この規程は、東海学園大学教育後援会（以下「教育後援会」という。）規約第 3 条第 3 号に基づき、育英を目的とする奨学金の給付について定める。

2 この給付は、東海学園大学在学中に、学資支弁の補助が必要と認められる学生で、人物・学業共に優れ、修学継続の意欲あるものを援助することを目的とする。

3 この規程により給付を受ける者を「後援会奨学生」と称し、給付金を「後援会奨学金」という。

（拠出）

第 2 条 後援会奨学金の資金は、教育後援会会費の一部をもってこれに充て、毎年度の事業計画に基づいて予算化する。

（種類、給付額及び受給人数）

第 3 条 後援会奨学生は、次の種類とし、毎年度募集する。

(1) 後援会奨学生 I 種 申請年度ごとに 10 万円

(2) 後援会奨学生 II 種 申請年度ごとに 23 万円

2 教育後援会の育英奨学金事業計画に基づいて、応募者の中から、I 種奨学生は 40 名程度、II 種奨学生は 10 名程度を選考する。

（応募の資格）

第 4 条 後援会奨学生の応募は、次の条件を満たす者とする。

(1) 保護者が、教育後援会の会員であること

(2) 最短修業年限にて卒業が可能と認められる者

(3) 日本学生支援機構の応急採用基準を参考とし第 1 条第 2 項の目的に該当すると認められる者

（応募の手続）

第 5 条 後援会奨学金の給付を希望する者は、教育後援会総会の議決に基づいて行われる募集告知によって、次の書類を学生支援課に提出する。

(1) 東海学園大学教育後援会育英奨学金受給申請書

(2) その他必要に応じて、第 1 条第 2 項の事実を明らかにする書類等

2 募集告知は、原則として当該年度の 9 月に開始するものとする。

（選考委員会）

第 6 条 選考は、学生生活担当学長補佐が委員長となり、次の選考委員によって行う。

(1) 学生生活委員 各学部から 1 名

(2) 教育後援会役員のうち 学内役員 2 名

(3) 学生支援課職員 2 名

(4) その他、委員長が必要と認めた者

2 委員長は、選考の経過と審議結果を教育後援会役員会（以下「役員会」という。）へ報告する。

（受給者の決定）

第7条 教育後援会会長は、役員会の議を経て、後援会奨学生を決定する。

2 教育後援会の学内役員は、前項の結果を大学評議会へ報告する。

（後援会奨学金の給付）

第8条 前条により決定された後援会奨学生に対し、後援会奨学金を当該年度の1月末までに銀行振込により給付する。

（給付の取消し及び返還）

第9条 後援会奨学生が、受給する年度において、次の各号のいずれかに該当するときは、後援会奨学金の給付を取消し、返還を求めることがある。

- (1) 退学、除籍等により学籍を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 東海学園大学学則第45条により、懲戒を受けたとき
- (4) 提出書類等に虚偽の記載が認められたとき
- (5) 学業、品行等が著しく低下したと認められるとき
- (6) その他、給付を必要としない事由が生じたとき

（受給の重複）

第10条 第3条第1項に定める種類については、当該年度において重複して応募することはできない。

2 他の機関又は団体の行う奨学金等への応募もしくは受給は、これを妨げない。

（事務所管）

第11条 この規程に関する事項は、東海学園大学学生支援課の所管とする。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、教育後援会会長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成23年7月9日から施行する。

2 この規程の施行をもって、平成19年6月1日施行の「東海学園大学教育後援会応急奨学金規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から一部改正施行する。